

## 医療広告ガイドライン「Q&A」について

現在、医療広告等を行っている当学会会員もおられることと思いますが、医療広告については、平成30年5月に厚生労働省から医療広告ガイドラインが示され、その具体的な考え方の例を整理した「Q&A」が作成されました。

日本歯内療法学会国内渉外委員会では、当学会の専門医が、今後、その専門性に関して広告可能な資格となることを目指し、当学会がその認定団体となるために活動しているところであります。

そこで、このたび医療広告等についての「Q&A」が示されたことにともない、当学会として品位を損ねることのない広告を会員の先生方をお願いしたいと考え、そのために必要であると思われる「Q&A」を抜粋ならびに簡略化し、順次ご紹介することにしました。

会員の先生方には、これらのご周知をお願いするとともに、ご参考にしていただければ幸いです。なお、医療広告ガイドラインについて、詳しい内容をお知りになりたい先生は、厚生労働省HPを閲覧ください。

日本歯内療法学会 国内渉外委員会

### 医療広告ガイドライン「Q&A」改変版（1～5）

Q1

学会の認定する研修施設である旨は、広告可能でしょうか。

A1

法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けたものには該当しないため、広告できません。

Q2

医療従事者の略歴として、研修を受けた旨は、広告可能でしょうか。

A2

研修については、研修の実施主体やその内容が様々であり、医療に関する適切な選択に資するものとそうでないものとの判断が困難であることから、広告できません。

Q3

医師等の専門性に関する資格名は、広告可能でしょうか。

A3

専門性の資格については、各関係学術団体により認定されるものですので、例えば、「厚生労働省認定〇〇専門医」等の標記は虚偽広告、単に「〇〇専門医」との標記は誤解を与えるものとして誇大広告に該当するため、広告できません。

Q4

医療従事者の略歴として、学会の役員又は会員である旨は、広告可能でしょうか。また、医学博士である旨はどうでしょうか。

A4

略歴として記載する事項は、社会的な評価を受けている客観的事実であってその正否について容易に確認できるものであることが必要です。

例えば、地域医師会等での役職、学会の役員である旨については、現任であれば広告は可能ですが、当該法人又は当該学会のウェブサイト上等でその活動内容や役員名簿が公開されていることが必要です。また、学会の役員ではなく、単に会員である旨は、原則として広告できません。

博士（医学・歯学等）であるかどうかについては、略歴の一部として取得年、取得大学とともに記載することが望ましいです。

Q5

歯科診療における「審美治療（漂白等含む）」は、広告可能でしょうか。（P. 27）

A5

「審美治療」という表現で行われる医療行為については、様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点が明確ではなく、誤認を与える可能性があると考えられ、広告できません。

また、個々の治療の方法については、例えば、「ホワイトニング」について、医薬品医療機器等法上の承認を得ている医薬品を使用し、自由診療である旨及び標準的な費用を記載する場合には、広告可能です。